

令和5年4月17日

高知県清流保全パートナーズ協定事業寄付金募集
に関するQ&A

高知食糧株式会社
高知県自然共生課

目 次

- 1 対象となる事業等について（問(1)～問(5)）
- 2 申請にあたっての提出書類について（問(6)～問(12)）
- 3 事業完了後の提出書類について（問(13)～問(14)）
- 4 その他（問(15)）

1 対象となる事業等について

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------------|--|
| (1) | どのような事業が寄付の対象となりますか。 | 清流保全に関する事業が対象です。 具体的には、河川の清掃活動、環境学習活動、川に関する勉強会や地域住民との交流等の事業となります。 |
| (2) | どのような団体が寄付の対象となりますか。 | 高知県内で、主に河川流域で活動する学校、団体、NPO 法人等が対象です。 なお、定款、寄付行為、会則等を整備していない団体や、政治活動、宗教活動もしくは営利活動を目的とする団体は対象外となります。 |
| (3) | 過去に助成された事業の具体例を教えてください。 | 【過去の採用例】 <ul style="list-style-type: none"> ・河川の清掃活動 ・環境学習、体験活動（水生生物調査、シンポジウム、川とふれ合う機会づくりやイベント等） ・河川の環境保護活動（絶滅危惧種保護、外来生物駆除） ・河川の環境整備（水辺林の間伐、植栽、遊歩道整備、標柱設置） ・河川環境保護水質浄化事業 など。 |
| (4) | 川に関するイベントなどであれば全て対象となりますか。 | イベントを実施するのが川であっても、直接清流保全に係る内容が含まれない場合などは、対象外となります。 |
| (5) | 助成の採否はどのようにして決まりますか。 | 高知食糧株式会社の河川保全活動支援審査会で審議のうえ、採否等を決定します。 河川に関する活動であっても、清流保全との関連が薄いと判断されるものは、不採択となる場合がございます。 |

2 申請にあたっての提出資料について

| NO. | 質問 | 回答 |
|------|------------------------------------|--|
| (6) | 申請に必要な書類を教えてください。 | 「高知県清流保全パートナーズ協定事業寄付金交付申請書（様式第1号）」に、団体の規約等の資料、支出の根拠となる資料などを添えて、高知県自然共生課に提出してください。 |
| (7) | 様式1号を作成するうえでの注意点などはありますか。 | 団体の活動内容や経歴がわかるよう詳細を記載してください。 また、事業の内容等についても、何を目的として、どのように変えていきたいかなど、具体的な記載をお願いします。 |
| (8) | 収支予算の事業経費について、決まりなどはありますか。 | 事業経費のうち、清流保全に関する事業の目的を達成するために必要な経費のみが対象になります。 具体的には、スタッフの飲食に係る費用や、汎用性の高い物品（パソコン、カメラ等）の購入費などは助成対象経費となりません。 なお、各区分の対象となる内訳については、要綱別表4にまとめています。 |
| (9) | ほかに対象外となる事業経費はありますか。 | 助成対象となるのは、交付決定日（第2号様式の日付）からのものとなりますので、これ以前の経費については対象外です。 また、河川保全活動支援審査会で清流保全との関連が薄いと判断された経費についても、対象外とされる場合があります。 |
| (10) | 対象外と思われる事業経費については、どのように記載すればよいですか。 | 収支予算(2)支出の部には、各区分の積算根拠欄に、内訳の詳細を金額とともに記載（〇〇費：〇円など）し、その合計額を予算額に示します。 このうち、積算根拠欄の対象外とする項目については、備考欄に「対象外」などと記載してください。 |
| (11) | 団体の規約等の資料には、どのようなものが該当しますか。 | 定款や会員名簿、規約など団体が定めているものは、全て提出が必要となります。 また、会報など過去の活動がわかる資料など |

| | | |
|------|--------------------------|--|
| | | もあれば、併せて提出してください。 |
| (12) | 支出の根拠となる資料とは、どのようなものですか。 | 様式1号の収支予算で示した金額の積算根拠となる資料です。 購入予定資材などのカタログや見積書の写しなど、内容と金額が具体的にわかるものを提出してください。 |

3 事業完了後の提出書類について

| NO. | 質問 | 回答 |
|------|-----------------------------|--|
| (13) | 事業の終了後はどのような手続きが必要ですか。 | 事業完了後、実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて、高知県自然共生課へ提出が必要です。 期限については、事業完了の日から起算して30日を経過する日の翌日までに提出してください。 |
| (14) | 実績報告書に添える関係書類とは、どのようなものですか。 | 実績報告書で示した決算額の根拠となる、領収証などの資料です。こちらは、何に使ったかの但し書き、金額、日付などが明記されている必要があります。レシートなどもあれば写しを提出してください。 また、当日の清流保全活動の様子がわかる写真や、作成していればポスターやチラシ、事業活動の報告が載った会報などの成果物も提出してください。 |

4 その他

| NO. | 質問 | 回答 |
|------|-------------------------|--|
| (15) | 申請から結果通知までの期間は決まっていますか。 | <p>各申請受付処理後、早急に河川保全活動支援審査会で審議を行った後、結果を通知しています。申請案件により確認する内容が異なるため、結果通知までの期間は決まっていません。</p> <p>あらかじめ開催時期が決まっている場合は、余裕を持って申請を行ってください。</p> <p>また、いかなる場合も審議前に採用の確約はできません。広報等で助成事業を活用している旨を記載する場合も、採用決定後にお願いします。</p> |